財團法人協調會福岡出張所

の解雇を撤回し組合員の生活を脅かさざる事を出張所に於て保証する事

十二、解雇

日給一時間五分賃金の勝の實績

十三、雇傭

次に因る

上と回答ありたる爲八日午后二時爭議團に會見を申込み代表四名と折衝したる結果爭議團側も所長の誠意ある態度に信頼し左記條件を以て解決したのである。

十四、解決條件

1、臨時手當一割五分とす、但し五分は工場長の獨斷にて本社に内密に支給

2、四大節は酒肴料を支給す

3、尚休業中の日給は支給せず規程の公休日たる第三日曜を繰上げ三月八日を定期公休とす